（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第四条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置 ＼ 国及び規則上の国番号 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 イタリア共和国 | 3 オランダ王国 | 4 スウェーデン王国 | 5 ベルギー王国 | 6 ハンガリー共和国 | 7 チェコ共和国 | 8 スペイン王国 | 9 セルビア共和国 | 10 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 | 11 オーストリア共和国 | 12 アルバニア共和国 | 13 スロベニア共和国 | 14 スウェーデン王国 | 15 ルクセンブルク大公国 | 16 ノルウェー王国 | 17 フィンランド共和国 | 18 デンマーク王国 | 19 ポーランド共和国 | 20 ポルトガル共和国 | 21 ロシア連邦 | 22 ギリシャ共和国 | 23 アイルランド共和国 | 24 クロアチア共和国 | 25 スロバキア共和国 | 26 スロバキア共和国 | 27 ベラルーシ共和国 | 28 モルドバ共和国 | 29 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 30 ラトビア共和国 | 32 ブルガリア共和国 | 34 カザフスタン共和国 | 35 リトアニア共和国 | 36 アゼルバイジャン共和国 | 37 北マケドニア共和国 | 39 アルメニア共和国 | 40 欧州連合 | 41 ウズベキスタン共和国 | 42 オーストラリア連邦 | 44 ウクライナ | 45 南アフリカ共和国 | 46 ニュージーランド | 47 キプロス共和国 | 48 マルタ共和国 | 49 大韓民国 | 50 シンガポール | 51 マレーシア | 52 タイ王国 | 53 アルメニア共和国 | 54 モンテネグロ | 55 サンマリノ共和国 | 56 マダガスカル共和国 | 57 チュニジア | 58 ジョージア | 60 ナイジェリア連邦共和国 | 62 バングラデシュ人民共和国 | 63 タンザニア連合共和国 | 64 ウガンダ共和国 | 65 ガンビア共和国 | 66 ベトナム社会主義共和国 | 67 キルギス共和国 | 68 カンボジア王国 | 69 モンゴル国 | 70 |
|---|---|---